田　辺　市

避難行動要支援者
避難支援プラン

令和５年３月
田辺市

目　次

用語の解説・・1

第１章　総　則

1　目的・・3

2　田辺市避難行動要支援者避難支援プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3　対象とする災害及び地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

4　田辺市避難行動要支援者避難支援プランの検証及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第２章　避難行動要支援者の把握・情報共有

1　避難行動要支援者の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

2　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成と情報共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

3　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の利用と管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

4　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第３章　避難行動要支援者に対する支援体制の構築

1　避難支援体制の構築・・10

2　避難行動要支援者の特徴と避難支援時の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

3　高齢者施設等における避難支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第４章　情報伝達体制の整備

1　避難情報の発令・・・17

2　避難行動要支援者を含めた地域住民への情報伝達体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

3　情報伝達手段の整備・・20

第５章　避難支援体制・安否確認体制の整備

１　避難行動要支援者の避難支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
２　避難経路の確認・・・21
３　安否確認の体制・・・21

第６章　避難所等における支援

１　避難所等・・・22
２　避難生活で配慮すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
３　福祉避難所・・・25

用語の解説

用語の解説は、50 音順・アルファベット順に掲載しています。

	用　語	説　明
い	医療的ケア	人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、酸素療法、血糖測定等の医療行為のことです。
こ	戸別受信機	防災行政無線の屋外スピーカーから流れる放送が、家の中でも聞くことができる受信機のことです。
	個別避難計画	避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて事前に作成する避難支援等に関する計画のことです。
し	自主防災組織	自治会等の地域住民が協力して、「自分たちの地域は自分たちで守る。」ことを目的に、防災活動を行う組織のことです。
	指定緊急避難場所	災害により危険が切迫した状況において、住民等の安全の確保を目的として緊急に避難する施設であり、市があらかじめ指定した施設のことです。
	指定避難所	災害により自宅に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設であり、市があらかじめ指定した施設のことです。
	深部静脈血栓症	足から心臓へと血液を戻す血管に血の塊（血栓）ができて、詰まってしまう病気のことです。
に	認知地図	空間の構造や場所に関する記憶によって、頭の中に生成される地図のことです。
ひ	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方のことです。
	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の避難支援等を実施するために必要となる情報を記載した名簿のことです。
	避難支援等関係者	災害時等において避難支援等に携わる方のことです。田辺市地域防災計画に次のとおり定めています。 ●自治会及び自主防災組織、●民生委員・児童委員、●消防機関、●警察機関、●社会福祉協議会
	避難支援等実施者	避難支援等関係者のうち、個別避難計画に記載されている避難支援等を実施する方のことです。

	用　語	説　明
ひ	避難所等	指定緊急避難場所と指定避難所のことです。
ふ	福祉避難所	要配慮者のうち高齢者や障害者で、避難所等では生活に支障をきたす方に対して、特別の配慮がなされた施設のことです。
み	民生委員・児童委員	民生委員とは、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員のことです。 なお、民生委員は、児童福祉法により、児童委員を兼ねることになっています。
よ	要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、難病患者等、防災対策において特に配慮を要する方のことです。
A	ADL	移動、排せつ、食事、更衣、洗面、入浴等の日常生活で行う動作（アクティビティーズ・オブ・デイリー・リビング）のことです。

第１章　　総　則

１　目的

近年、東日本大震災をはじめとする地震や台風等による風水害における犠牲者の多くは、自力での避難が困難な高齢者や障害者等の「避難行動要支援者」（以下「要支援者」といいます。）であることから、全国の自治体では、要支援者に対する避難支援体制を構築することが、重要な課題となっています。

「田辺市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「プラン」といいます。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」といいます。）における要支援者への支援を、より円滑かつ迅速に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「田辺市地域防災計画」（以下「地域防災計画」といいます。）に基づいて作成した本市の「避難支援等の指針」であり、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担を行うとともに、相互に協力と連携を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

【自助・共助・公助の取組】

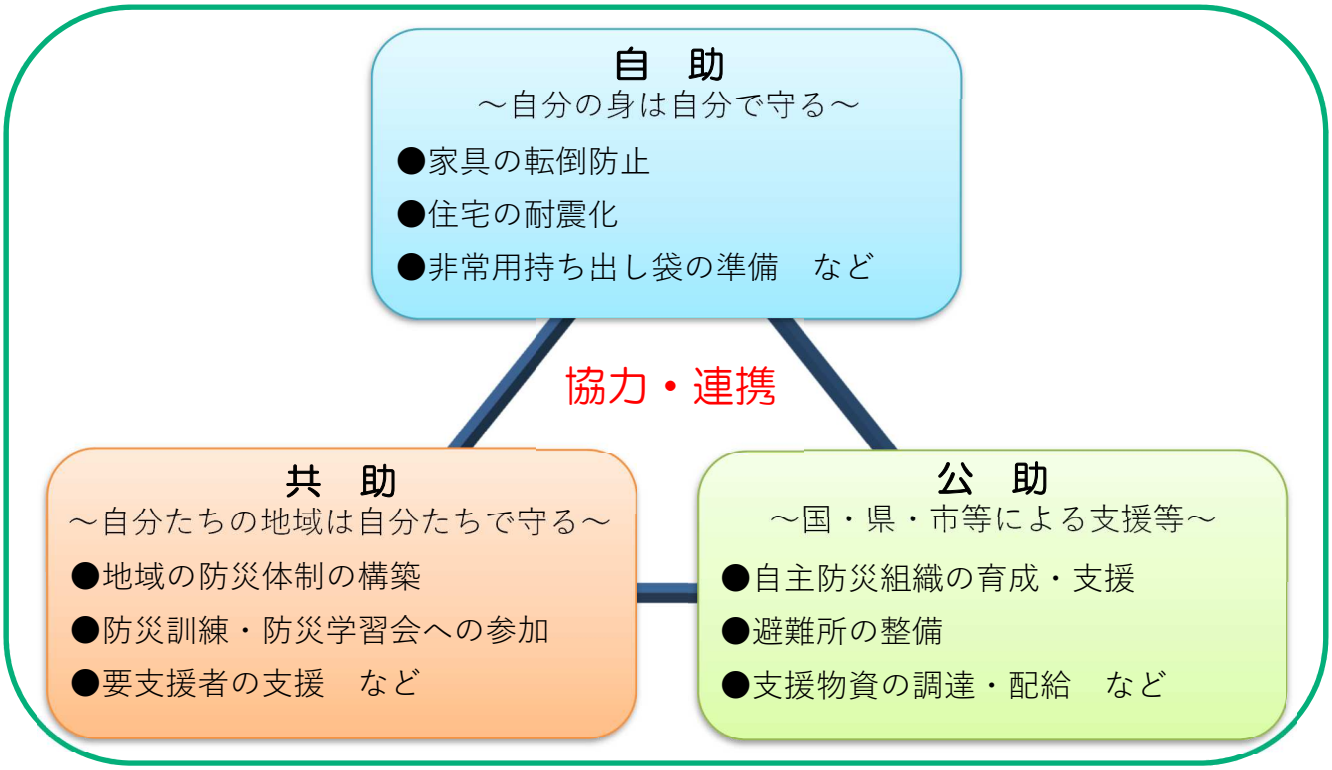

２　田辺市避難行動要支援者避難支援プランの位置付け

このプランは、上位計画である「地域防災計画」に基づき、要支援者の避難支援や安否確認等について具体化したものになります。

また、関連する計画である「田辺市地域福祉計画」、「田辺市災害時保健活動マニュアル」や田辺市社会福祉協議会が策定している「田辺市地域福祉活動計画」と連携を図るものとします。

このプランに定めている要支援者への支援策については、上記の各計画に定められている要支援者への支援施策や関係機関・地域での取組等と連携を図りながら、実現していくものです。

【プランの体系図】

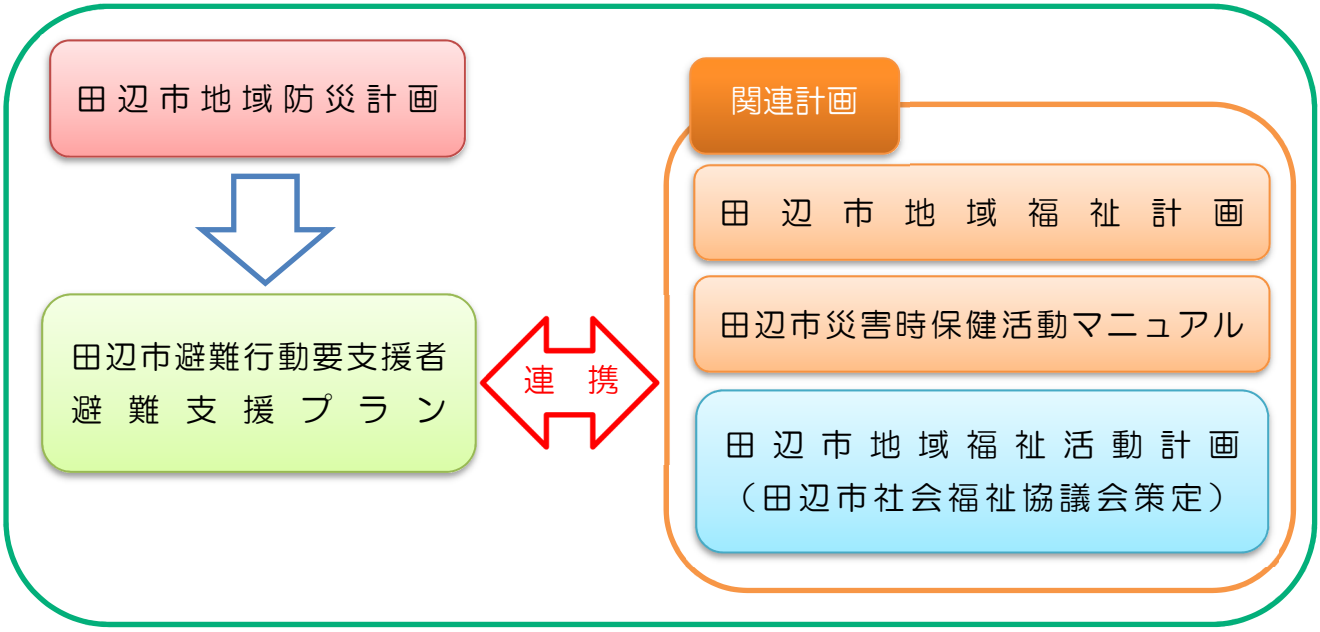

３　対象とする災害及び地域

このプランは、災害対策基本法第２条第１項に規定されている「災害」を対象とし、対象地域は田辺市全域となります。

【対象となる災害《災害対策基本法第２条第１項～抜粋～》】

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

４　田辺市避難行動要支援者避難支援プランの検証及び見直し

このプランは、地域で行う要支援者への避難支援等に関する活動や市と関係機関が避難支援等の検討を行う中で発見された課題への対応策等を反映するため、必要に応じて改定を行うものとします。

第２章　　避難行動要支援者の把握・情報共有

１　避難行動要支援者の範囲

要支援者の範囲は「要配慮者」のうち、「災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」とされており、地域防災計画に次のとおり定めています。

【要支援者の範囲《地域防災計画～抜粋～》】

市では、下記の表に該当する者の単身世帯、表に掲げる者のみの世帯、表に掲げる者と 12 歳未満の者のみの世帯及び表に掲げる者と 65 歳以上の者のみの世帯に属する者を対象とする。

高　齢　者	65 歳以上のうち、要支援又は要介護認定されている者		
障　害　者	下記の障害種別に該当する手帳を所持している者		
		肢体不自由	身体障害者手帳１級、２級、３級
		内部障害	身体障害者手帳１級、２級
		聴覚障害	身体障害者手帳１級、２級
		視覚障害	身体障害者手帳１級、２級
		知的障害	療育手帳Ａ１、Ａ２
		精神障害	精神障害者保健福祉手帳１級、２級
難病患者等	指定難病（指定疾患及び小児慢性特定疾病を含む。）の患者		
そ　の　他	上記以外で市長が必要と認める者		

２　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成と情報共有

災害時等に要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うためには、平常時から要支援者の居住地や生活状況等の情報を把握し、その情報を避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会）と共有しておく必要があります。

このため、市では、災害対策基本法の規定に基づき「避難行動要支援者名簿」（以下「要支援者名簿」といいます。）と「個別避難計画」を作成し、避難支援等関係者に提供しています。

避難支援等関係者は、「要支援者名簿」と「個別避難計画」を活用し、地域の実情に応じた避難支援体制の構築に努めるものとします。

なお、「個別避難計画」の作成や作成した「要支援者名簿」と「個別避難計画」を避難支援等関係者に提供するには、要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）から同意を得る必要があります。

【要支援者名簿・個別避難計画の作成から避難支援等関係者への提供までの流れ】

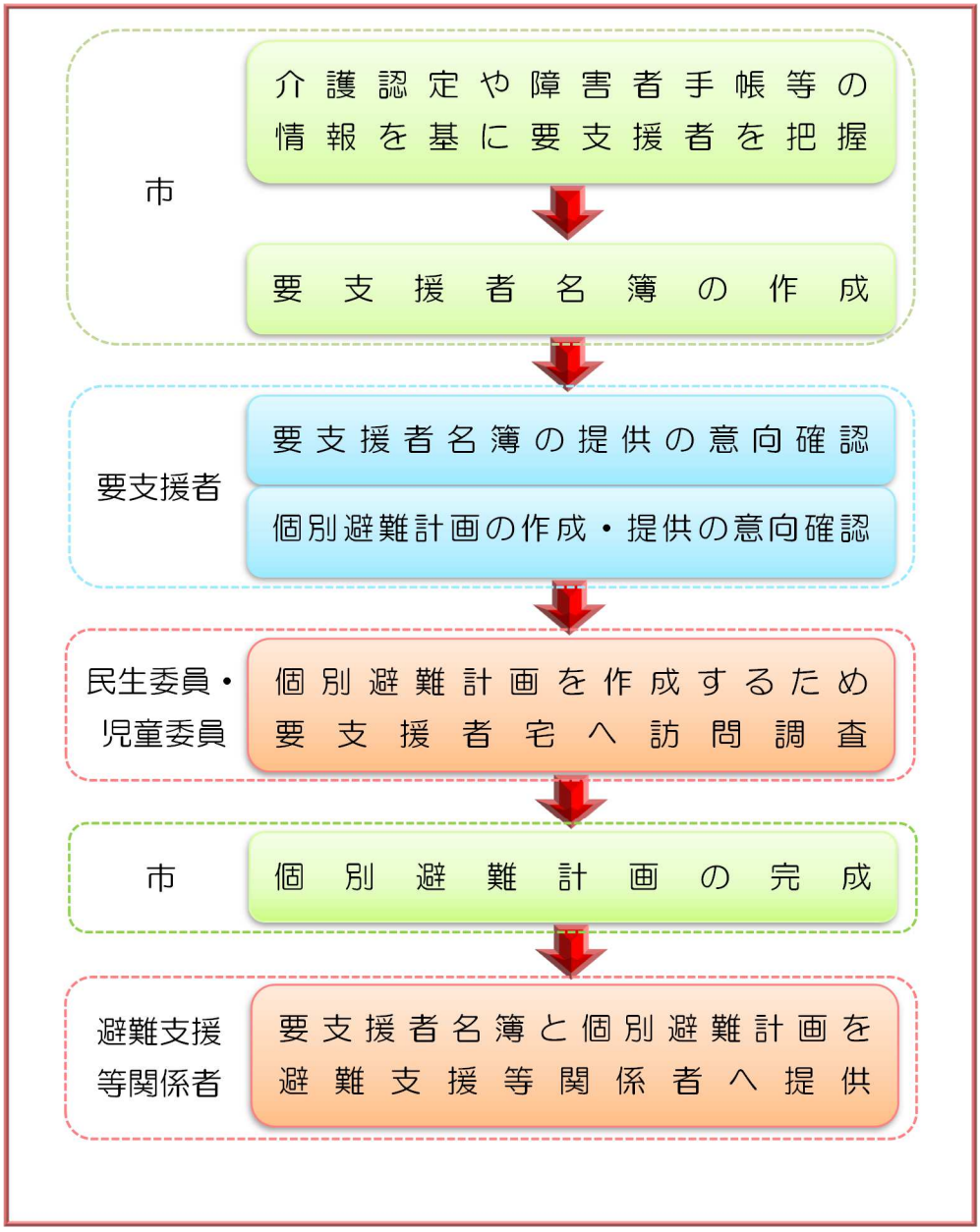

【要支援者名簿に記載する内容《地域防災計画～抜粋～》】

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、
⑥避難支援等を必要とする理由、
⑦上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【個別避難計画に記載する内容《地域防災計画～抜粋～》】

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、
⑥避難支援等を必要とする理由、
⑦避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、
⑧避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、
⑨上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の利用と管理

「要支援者名簿」と「個別避難計画」は、災害時等に要支援者の避難支援、安否確認等や日常の見守り活動に使用します。

なお、「要支援者名簿」と「個別避難計画」は、災害対策基本法と個人情報の保護に関する法律の規定により適正に管理しています。

【災害時等における要支援者名簿・個別避難計画の情報開示について】

要支援者を災害から保護するために特に必要と認めるときは、「災害対策基本法」及び「個人情報の保護に関する法律」の規定に基づき、市は保有している「要支援者名簿」と「個別避難計画」を避難支援等関係者等に対して開示します。

《災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項》

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

《災害対策基本法第 49 条の 15 第 3 項》

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の本人の同意を得ることを要しない。

《個人情報の保護に関する法律第 18 条第 3 項第 2 号》

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

４　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新

　要支援者の状況は時間の経過とともに常に変化することから、市は、原則１年に１回、要支援者の状況を確認するために訪問調査を実施して、「要支援者名簿」と「個別避難計画」を最新の状態に保つこととします。

第３章　　避難行動要支援者に対する支援体制の構築

１　避難支援体制の構築

(1)　要支援者の役割（自助）

要支援者は、災害時等に隣近所等の地域住民から避難支援等を受けやすくするため、平常時からコミュニケーションづくりをすることが重要です。

また、災害時等には、必ず避難支援等を受けられるものではないことを理解しておき、自ら情報収集を行いながら避難時期を判断し早期に避難を開始する必要があります。

なお、要支援者の平常時と災害時の役割は、次のとおりです。

平　常　時

●地域活動を通じて隣近所等の地域住民とのコミュニケーションづくり
●家具の転倒防止、非常用持ち出し袋・備蓄品・常備薬等の準備
●防災訓練や防災学習会等への参加
●津波・洪水・土砂災害ハザードマップの確認
●防災情報・避難情報等を取得する手段の確保
●緊急時の連絡先の確認
●避難所等の場所・避難経路の確認
●個別避難計画の作成協力　など

災　害　時

●避難の時期を判断するための積極的な情報収集
●早めの避難行動
●避難所等への避難を必要と判断した場合の速やかな行動　など

(2)　避難支援等関係者の役割（共助）

災害時等における要支援者の避難支援等は、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者や地域住民を中心とした地域の支えが中心となります。

避難支援等関係者は率先避難者として行動し、可能な範囲で要支援者の避難支援を行います。災害時等においては、避難支援等関係者等も自身や家族等の安全を守ることを最優先にしなければならないことから、要支援者に対する避難支援等が行われなかったとしても法的責任を負うことはありません。

なお、避難支援等関係者の平常時と災害時の役割は、次のとおりです。

《自治会・自主防災組織の役割》

平　常　時

●地域全体の防災意識の向上
●要支援者の見守り活動や地域のコミュニケーションづくり
●要支援者名簿・個別避難計画制度の周知
●要支援者名簿・個別避難計画の修正内容を市へ提供
●要支援者への支援方法等の確認
●要支援者名簿・個別避難計画の確認と管理
●要支援者を含めた避難訓練や防災学習会の実施　など

災　害　時

●要支援者への避難情報の伝達
●避難経路の確保
●率先避難者として行動し可能な範囲での要支援者への避難支援、要支援者の安否確認、避難所等での生活支援
●避難所等の運営　など

《民生委員・児童委員の役割》

平　常　時

●要支援者の見守り活動や地域のコミュニケーションづくり
●市からの依頼による個別避難計画の作成に関する調査協力
●要支援者名簿・個別避難計画制度の周知
●要支援者名簿・個別避難計画の修正内容を市へ提供
●要支援者名簿・個別避難計画の確認と管理　など

災　害　時

●率先避難者として行動し可能な範囲での要支援者への避難支援、要支援者の安否確認、避難所等での生活支援
●避難所等の運営の支援　など

《社会福祉協議会の役割》

平　常　時

●要支援者の見守り
●要支援者名簿・個別避難計画制度の周知
●要支援者名簿・個別避難計画の確認と管理　など

災　害　時

●率先避難者として行動し可能な範囲での要支援者への避難支援、要支援者の安否確認、避難所等での生活支援
●災害ボランティアセンターの設置　など

⑶　市の役割（公助）

市は、要支援者の情報を収集し、「要支援者名簿」を作成するとともに、「個別避難計画」の作成の同意、「要支援者名簿」と「個別避難計画」を避難支援等関係者に提供するための同意を、要支援者本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）から得るように努めます。

要支援者から同意を得られれば「要支援者名簿」と「個別避難計画」を平常時からの備えとして、避難支援等関係者に提供します。更に、自助と共助を避難支援等につなげる取組として、このプランの周知と災害に備える啓発等を進めて地域防災力の向上を図ります。

なお、市の平常時と災害時の役割は、次のとおりです。

平　常　時

●自主防災組織の結成促進及び育成
●避難情報の伝達手段の整備
●防災に関する情報の普及・啓発
●プランの周知
●要支援者名簿・個別避難計画制度の周知
●要支援者に関する情報の収集
●要支援者名簿・個別避難計画の作成
●避難所等の整備・福祉避難所の指定
●防災訓練・防災学習会の実施　など

災　害　時

●防災情報の発信
●早めの避難につなげる避難情報の発令
●要配慮者支援班の設置
●避難支援等関係者との連携
●要支援者の安否確認
●避難所等の開設と運営
●避難所等での生活支援
●福祉避難所の開設　など

２　避難行動要支援者の特徴と避難支援時の注意点

要支援者には要支援の区分に応じて「特徴」や「避難支援時の注意点」があることから、これらに配慮した避難支援を行う必要があります。

区　分		要支援者の特徴	避難支援時の注意点
高齢者	要支援・要介護認定者	●自力でできることとできないことの個人差が大きい。 ●体力が衰え行動機能が低下している場合は、緊急事態の察知が遅れる場合がある。 ●長距離の歩行が困難な場合がある。 ●自力での避難が困難である。 ●認知症などにより自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ●自分の状況を伝えることが困難な場合がある。	●身体に不自由な部分がある場合は、体のどの部分が不自由なのか確認して、個人の状態に応じた避難支援を行う。 ●歩行が困難な場合は、車いす等の移動手段を確保する。 ●自力歩行ができない場合は、担架や毛布等で作った応急担架を使用する。 ●危険な状況や避難の必要性を簡単な言葉でゆっくりと説明する。 ●危険な状況が理解できていない場合があることから、頻回に声掛けをするなど本人を安心させ、落ち着かせるようにする。 ●不安が強い場合は、誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる。（一人にしない。） ●災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても叱ったりしない。
障害者	肢体不自由	●下肢の障害等により、自力で避難することができない場合がある。	●歩行が困難な場合は、車いす、担架、毛布等で作った応急担架等を使用する。 ●車いすを使用している方には、必ず付添いが必要である。
	内部障害	●外見から障害のあることがわからない場合がある。 ●特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアが必要な場合がある。 ●医療機器を常時使用している場合がある。	●常時使用している福祉用具・医療機器等を携帯する。 ●声掛けを頻繁に行うなどして、本人を安心させる。

区　分		要支援者の特徴	避難支援時の注意点
障害者	視覚障害	●目視により災害の状況が判断できない。 ●一人で避難することは困難である。	●白杖を使用している方には、避難支援等関係者等の肘をつかんでもらい、ゆっくりとした歩行速度で誘導する。 ●盲導犬を伴っている方には、避難支援等関係者等が盲導犬を触ったり引いたりせず、避難する方向を説明する。
	聴覚障害	●避難情報を受け取ることが困難な場合がある。 ●外見から障害のあることがわからない。	●手話・筆談・身振り等で状況を説明して誘導を行う。
	精神障害	●災害の発生により、精神的な動揺が激しくなり、会話ができなくなる場合がある。	●孤立しないよう家族等と一緒に避難する。 ●頻繁に声掛けを行うなどして、本人を安心させる。 ●優しい言葉で呼びかけ、災害の不安から大声や異常行動をしても叱らない。
	知的障害	●危険な状況を判断して、危険回避のための行動をとることが困難な場合がある。 ●災害の発生により、パニックに陥り、行動を停止する場合がある。 ●コミュニケーションに対する配慮が必要な場合がある。	●孤立しないよう家族等と一緒に避難する。 ●頻繁に声掛けを行うなどして、本人を安心させる。 ●優しい言葉で呼びかけ、災害の不安から大声や異常行動をしても叱らない。 ●動揺が激しい場合は、手を引いて安全な場所まで避難する。
難病患者等	特定疾患	●外見からは特定疾患の患者であることがわからない場合がある。 ●特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアが必要な場合がある。 ●医療機器を常時使用している場合がある。	●常時使用している医療機器等を携帯する必要がある。 ●頻繁に声掛けを行うなどして、本人を安心させる。

区　分		要支援者の特徴	避難支援時の注意点
難病患者等	小児慢性特定疾病	●外見からは小児慢特定疾病の患者であることがわからない場合がある。 ●特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアが必要な場合がある。 ●医療機器を常時使用している場合がある。 ●自分で危険を判断し避難することが困難な場合がある。 ●通常は保護者に伴われている。	●常時使用している医療機器等を携帯する必要がある。 ●大人の動揺が子供に伝わってしまうので、普段どおり接するように心掛ける。

３　高齢者施設等における避難支援等

特別養護老人ホームや介護老人福祉施設等の施設へ入所している要支援者や医療機関へ長期間入院している要支援者については、原則として施設や医療機関において避難支援等が行われます。

なお、施設や医療機関への情報伝達の方法等については、「田辺市避難情報の判断・伝達マニュアル」（以下「避難情報の判断・伝達マニュアル」といいます。）に定めています。

第４章　　情報伝達体制の整備

１　避難情報の発令

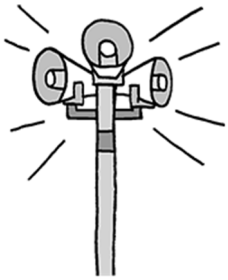

市は、「地域防災計画」と「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難情報を発令します。

特に、台風や豪雨により、災害の発生が予想される場合には、要支援者の安全な避難を確保するため、「高齢者等避難」を発令し、早期の避難を呼びかけるものとします。

【避難情報発令時の状況と市民に求める行動《避難情報の判断・伝達マニュアル～抜粋～》】

区　分	発令時の状況	市民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	●高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ●台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想される場合	●高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ●上記以外の者は、避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的な避難を開始することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ●前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ●堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ●人的被害の発生した状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ●避難を行うことがかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な建物等）への避難や、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。 ●避難情報の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動を開始するとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	●既に安全な避難ができず命が危険な状態	●対象地区の全ての住民が命を守る最善の行動

【「高齢者等避難」を発令したときに開設する避難所等】

地　域	ブロック	施設の名称
田　辺	中　部	田辺第一小学校（中部公民館）
	東　部	ひがしコミュニティセンター
	南　部	東陽中学校（東部公民館）
	西　部	西部センター
	新　庄	新庄公民館
	芳養谷	上芳養農村環境改善センター
		中芳養小学校
		芳養公民館
	秋津谷	稲成小学校
		上秋津農村環境改善センター
		秋津川公民館
		会津小学校
	三栖谷	万呂コミュニティセンター
		東原多目的集会所
		旧伏菟野小学校
		三栖コミュニティセンター
龍　神	龍　神	龍神小学校
	上山路	龍神行政局
	中山路	龍神市民センター
	下山路	咲楽小学校
中辺路	栗栖川	中辺路コミュニティセンター
	二　川	旧二川小学校
	近　野	近野小学校
大　塔	鮎　川	大塔総合文化会館
	三　川	三川生活改善センター
	富　里	富里生活改善センター
本　宮	三　里	三里地区地域防災拠点施設
		三里小学校
	本　宮	本宮中学校
	四村川	下湯川集会所
		旧皆地小学校（僻地集会所）
	請　川	旧静川小学校
		小津荷集会所
		請川地区地域防災拠点施設

２　避難行動要支援者を含めた地域住民への情報伝達体制

市は、災害時等に要支援者をはじめとする地域住民に対して、避難情報の発令や開設している避難所等を迅速かつ正確に伝達する必要があるため、これらの情報を防災行政無線（戸別受信機を含みます。）、緊急速報メール、防災・行政メール、LINE（ライン）やフェイスブック等の田辺市公式ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報車等の様々な媒体を活用して、伝達するものとします。

また、要支援者の避難支援等を確実に行うため、自主防災組織等の避難支援等関係者に対しては、上記の方法に併せて電話又はＦＡＸ等により、情報を伝達するものとします。

【要支援者に対する避難情報の伝達経路】

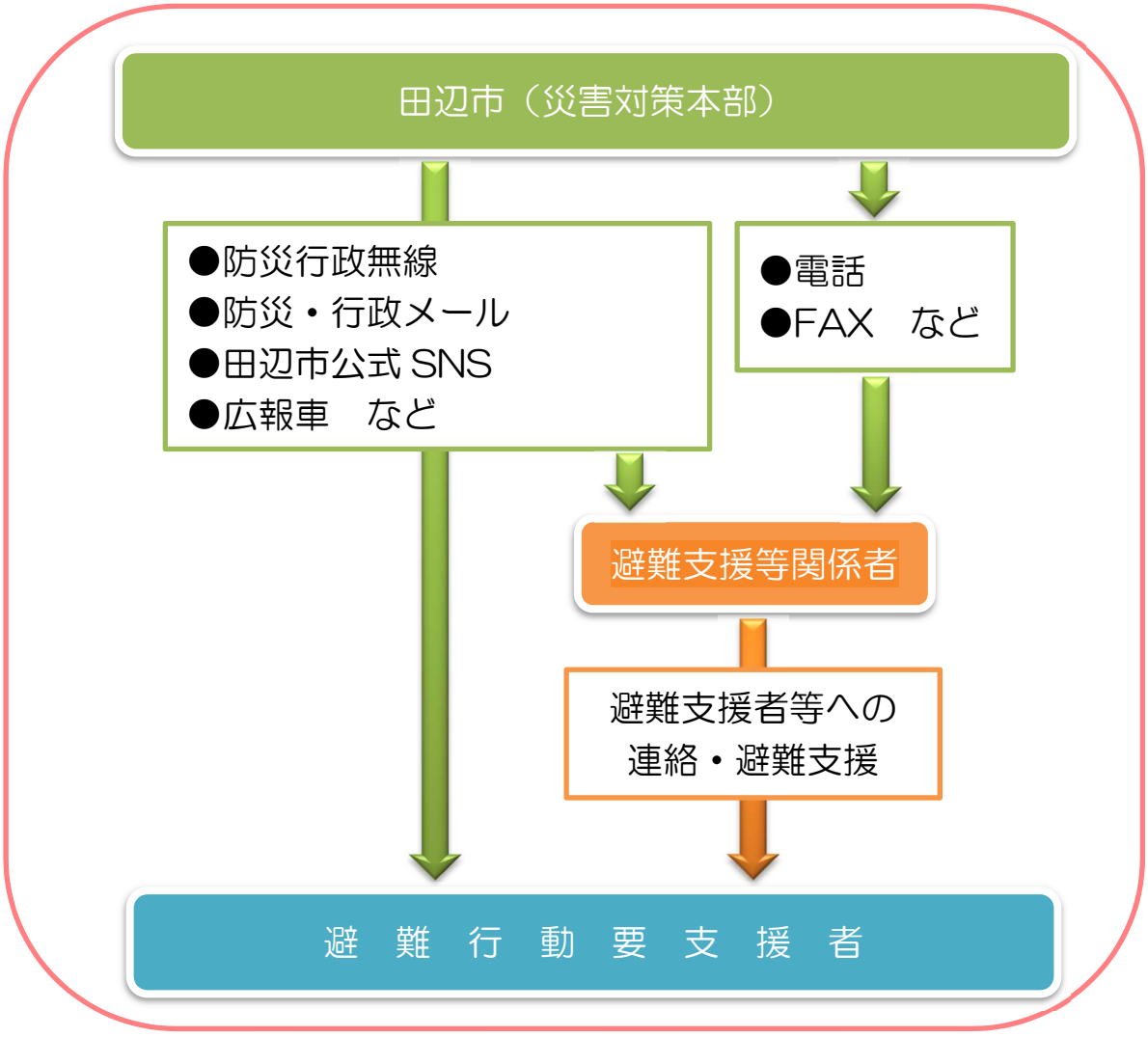

３　情報伝達手段の整備

要支援者は、防災情報や避難情報を自ら収集し、その情報に基づき避難所等への避難時期について適切に判断する必要があることから、市は、情報伝達手段の多重化・多様化を図ります。「戸別受信機」の貸与、「障害者等の日常生活用具給付事業」の情報、「意志疎通支援用具の給付」等を通じて、情報入手が困難な要支援者の特性に応じた情報伝達手段の整備を推進します。

また、要支援者に対し、多様な情報機器等の周知に務めます。

【要支援者の特性に配慮した情報機器等】

区　分	情報機器等
肢体不自由	●テレビ ●ラジオ ●防災・行政メール ●田辺市公式SNS（LINE(ライン)、フェイスブック、ツイッター） ●フリーハンド用機器を備えた携帯電話　など
視 覚 障 害	●テレビ ●ラジオ ●受信メールを読み上げる携帯電話　など
聴 覚 障 害	●テレビ（文字、手話放送） ●防災・行政メール ●田辺市公式SNS（LINE(ライン)、フェイスブック、ツイッター） ●ＦＡＸ　など
そ　の　他	●テレビ ●ラジオ ●防災・行政メール ●田辺市SNS（LINE(ライン)、フェイスブック、ツイッター） ●田辺市ホームページや報道機関等のインターネットを通じた情報提供　など

第５章　　避難支援体制・安否確認体制の整備

１　避難行動要支援者の避難支援

要支援者への避難支援や安否確認等は、「要支援者名簿」と「個別避難計画」に基づいて、避難支援等関係者、避難支援等実施者、地域住民等（以下「避難支援者等」といいます。）が協力して行います。

避難支援者等は、自身やその家族等の安全確保を最優先に、災害の状況等に応じて、可能な範囲で要支援者の避難支援や安否確認等を行うものとします。

避難支援者等は、避難支援や安否確認を行う中で、要支援者を避難所等へ移送した場合や要支援者が親族・知人宅等へ避難したとの情報を入手した場合には、市災害対策本部の安否情報収集窓口へ連絡します。

２　避難経路の確認

避難所等までの避難経路の選定は、土砂災害、洪水による浸水、津波の被害等が予想される危険な箇所を避けるとともに、要支援者の避難・搬送方法を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

また、要支援者は、避難支援者等とともに、自宅から避難所等までの経路をあらかじめ確認しておきます。

３　安否確認の体制

(1)　要支援者の安否情報収集窓口の設置

要支援者の安否確認は、主に避難所等において実施されますが、それだけでは十分に確認できていないことから、市は、災害対策本部における要配慮者支援班の中に、要支援者の安否情報を収集する窓口を設置して、要支援者の安否確認や避難情報を収集するものとします。

(2)　安否確認の方法

市は、「要支援者名簿」や「個別避難計画」を活用し、避難支援者等と協力して、要支援者の所在や安否確認を行います。

なお、安否確認については、様々な機関等を含む地域全体から情報を収集する体制を整備するものとします。

第６章　　避難所等における支援

１　避難所等

(1)　避難所等の開設・運営

市は、「地域防災計画」に基づき避難所等を開設し、「田辺市避難所運営マニュアル」に基づき避難所の運営を実施します。

(2)　避難所等の整備

トイレの整備、通路の段差解消、スロープの設置等、バリアフリー化に取り組むとともに、冷暖房機器等を設置するなど、避難所の環境整備に努めます。

また、感染症対策として、手指等の消毒や定期的な換気ができる体制整備や避難者が十分なスペースが確保できるような配置、感染の疑いのある方の専用スペースの確保などに取り組みます。

(3)　要配慮者の避難スペースの確保・整備

避難所等に、要配慮者用の避難スペースを優先的に確保し、プライバシーを確保するためパーテーション等の間仕切りを設置します。

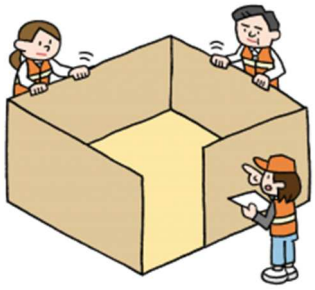

(4)　要配慮者への情報提供

要配慮者には、情報が伝達されにくいことから、要配慮者の特性や状態に応じて、伝達方法を工夫するように努めます。

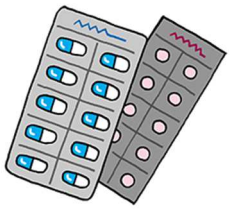

(5)　要配慮者への物資の確保

避難所等での生活が長期化した場合に備え、市は、要配慮者の特性に応じた食糧、飲料水、介護用品、医薬品等を調達し、配給を行います。

なお、要配慮者用の物資を迅速に確保するため、平常時から民間企業等と物資の供給に関する協定の締結等に取り組みます。

(6)　要配慮者のニーズの把握

避難所等では、相談対応を通じて要配慮者からの要望を把握し、災害対策本部と連携し、情報伝達や支援物資の提供等を行います。女性と男性で受ける影響やニーズが違うことに留意しながら、きめ細かな対応に努めます。

なお、相談を受け付けるときは、それぞれの避難所等において、プライバシーを確保した相談窓口を設置するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

(7)　支援体制等の整備

避難所等においては、要支援者をはじめとする被災者の健康管理を行う必要があるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（深部静脈血栓症（DVT）等）の予防、こころのケア等を順次実施するとともに、要支援者の状況に応じて、福祉避難所での受入れ、福祉施設への緊急入所、医療機関への入院の手続を行います。

2　避難生活で配慮すべき事項

避難所等では、要支援者の区分に応じて「避難生活での注意点」があることから、これらに配慮した支援を行う必要があります。

区　分		避難生活での注意点
高齢者	要支援・要介護認定者	●避難生活に必要な物資を提供する。 ●布団やベッド等の必要物品を提供する。 ●日頃使用している薬を持参していない場合は、医師・薬剤師に相談し提供する。 ●状態に配慮した食事や介護用品を提供する。 ●転倒の危険やトイレの移動等に負担のない範囲で、自立を妨げない居住スペースを確保する。 ●プライバシーを確保する。 ●グループホーム等からの集団避難には、同じ施設の関係者だけで生活できる居室を提供する。 ●避難者の中で、支援者がいるかを確認する。 ●家族と連絡がとれているかを確認する。 ●介護者が休めるスペースを確保する。 ●介護を交替してくれる援助者を確保する。 ●相談窓口の場所を知らせる。 ●機能低下防止や日常的な介護のため、訪問介護等の介護サービスが再開したあとは、積極的にサービスの利用を促す。 ●不穏症状が現れても、周囲への影響や家族のストレスが最小限になるように対応方法を準備する。 ●こころのケアの実施や精神科の診察が受けられるように調整する。

区　分		避難所等での注意点
障害者	肢体不自由	●車いす等を置くために必要なスペースを確保する。 ●車いすが通行できる通路幅を確保する。 ●出入口やトイレに近い場所を確保し、移動が少なくなるように配慮する。 ●体温調節が困難な方もいるため、毛布等を優先的に配付する。 ●相談窓口の場所を知らせる。
	内部障害	●特殊な薬剤や食事制限等の情報確認が必要となることから、情報収集に努める。 ●医療機器が継続的に使用できるよう、必要物品とバッテリー等を確保する。 ●医薬品や衛生材料の確保やケアが可能なスペースを確保する。 ●医療機関と連携し、継続的な治療の実施や必要に応じて医療機関に移送する必要がある。 ●相談窓口の場所を知らせる。
	視覚障害	●携帯ラジオ等を配付し、音声情報が確保できるように配慮する。 ●ガイドヘルパー等の援助者を確保し、情報や救援物資、白杖等の補装具や日常生活用具の入手ができるように配慮する。 ●相談窓口の場所を知らせる。
	聴覚障害	●広報掲示板、見えるラジオ（ＦＭ文字多重放送)、テレビの文字放送等、手話や文字での情報が確保できるように配慮する。 ●手話通訳者等の援助者を確保し、情報や救援物資、補聴器等が入手できるように配慮する。 ●手話通訳者等を必要とする方をできるだけ近くにまとめ、情報が行き渡るように配慮する。 ●相談窓口の場所を知らせる。
	精神障害	●服薬の継続や相談ができるよう、医療機関との連絡体制を確保する。 ●こころのケアの実施や精神科の診察が受けられるように調整する。 ●病気のため、集団生活になじめないことへの配慮や避難生活の支援が必要である。 ●相談窓口の場所を知らせる。
	知的障害	●環境変化への理解が伴わず、不安になったり混乱したりすることがあるため、家族等と一緒にいられる生活スペースを個別に確保するなど、気持ちを落ち着かせる配慮が必要である。

区　分		避難所等での注意点
難病患者等	特定疾病	●専門的な治療の継続が必要となる場合がある。 ●医療機器が継続使用できるよう、必要物品とバッテリー等を確保する。 ●服薬の中断等により、体調の悪化が予想されるので、早期に医療機関と連携する必要がある。 ●医療への依存が高い方には、医療機関への入院を勧める。 ●歩行が不安定な方には、機能低下をきたさないように配慮しつつ、ＡＤＬに配慮した生活スペースを確保する。 ●周囲に特定疾病患者であることが知られないように十分配慮する。 ●相談窓口の場所を知らせる。
	小児慢性特定疾病	●歩行が不安定な方には、機能低下をきたさないように配慮しつつ、ＡＤＬに配慮した生活スペースを確保する。 ●周囲に小児慢性特定疾病患者であることが知られないように十分配慮する。

３　福祉避難所

(1)　福祉避難所の開設

市は、自宅や避難所等での生活が困難な要支援者の生活を支援するため、介護員等の支援が必要な要支援者を対象とする福祉避難所を開設します。

(2)　福祉避難所の利用対象者

福祉避難所の利用対象者は、要支援者のうち、避難所等での生活が困難な方で、身体等の状況が特別養護老人ホーム等への入所や医療機関への入院が必要ない程度の方とします。

なお、要支援者の生活を支援する家族等も、要支援者とともに福祉避難所に避難することができます。

また、市職員等が避難所等での生活が困難であると認めた方についても、必要に応じて福祉避難所への避難を検討するものとします。

(3)　特性に応じた要支援者の受入れ

福祉避難所では要支援者の特性に配慮した支援を行うため、原則として、高齢者は高齢者施設、障害者は障害者施設で受け入れることとします。

(4)　福祉避難所の周知

福祉避難所の指定等を行った場合は、地域防災計画に掲載するとともに、あらかじめ要支援者及び避難支援等関係者を含む地域住民に周知し、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとします。

【要支援者の福祉避難所への避難の流れ】

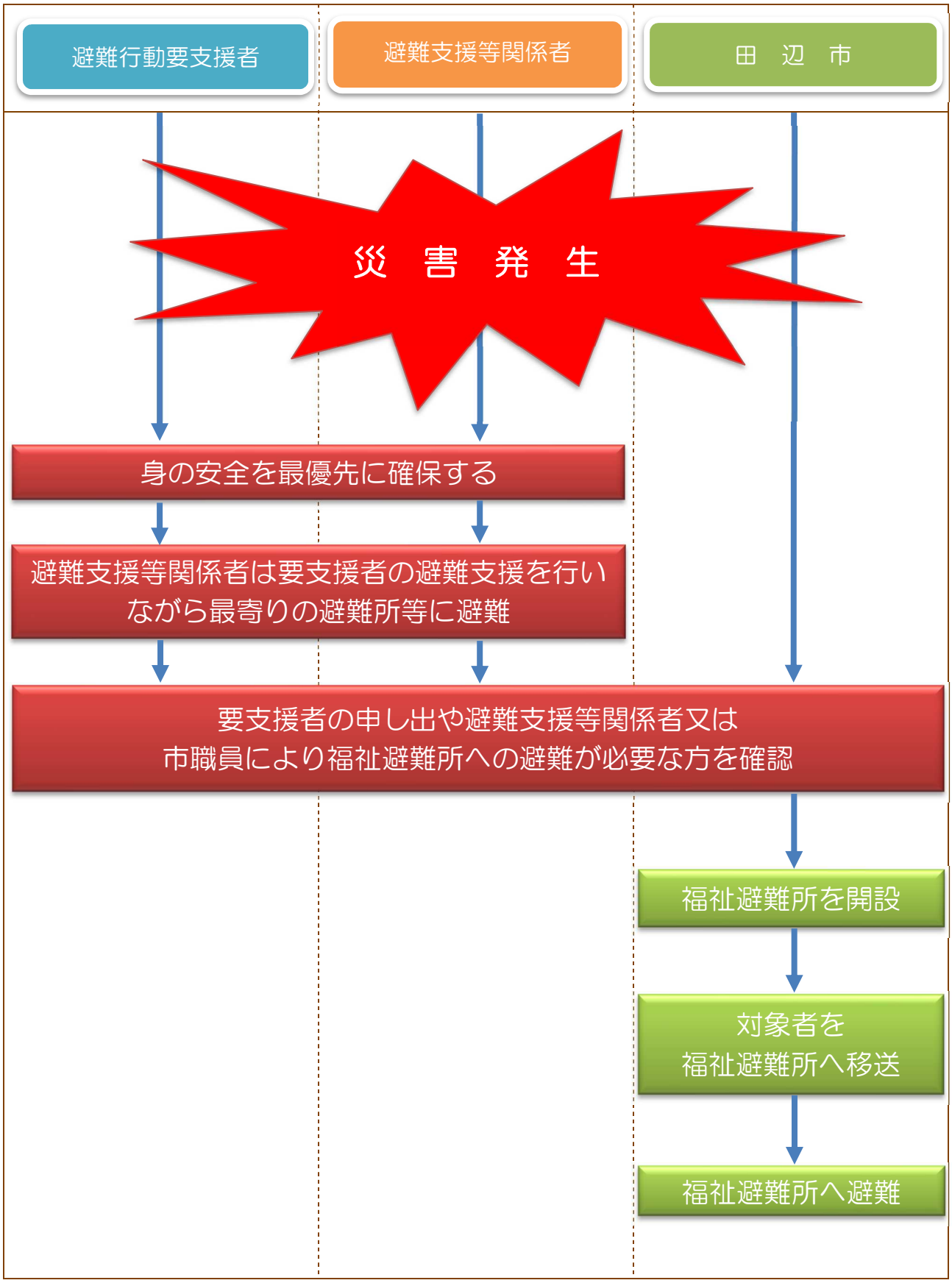

【市内の福祉避難所】

●高齢者の受入れ施設

施　設　名
高齢者複合福祉施設　たきの里
特別養護老人ホーム　真寿苑
特別養護老人ホーム　第二真寿苑
生活支援ハウス　芳養の里
グループホーム　鮎川いばの里
生活支援ハウス　ほくそぎ
特別養護老人ホーム　真寿苑サテライト　ぬるみ川
特別養護老人ホーム　鮎川園
特別養護老人ホーム　龍トピア
特別養護老人ホーム　白百合ホーム
看護小規模多機能型居宅介護事業所　リビングケアささゆり
介護老人保健施設　あきつの

●障害者の受入れ施設

施　設　名
障害者支援施設　のぞみ園
障害者支援施設　第二のぞみ園
生活介護事業所　ささゆり
障害者支援施設　あすなろ平瀬の郷
障害者支援施設　中辺路白百合学園

田辺市避難行動要支援者避難支援プラン

発　　行：田辺市

編　　集：田辺市保健福祉部福祉課庶務係

住　　所：〒646－0028

和歌山県田辺市高雄一丁目23番１号

電　　話：0739－26－4900

ＦＡＸ：0739－26－4914

発行年月：令和５年３月

表紙絵：テーマ　津波からの避難

作　はる（社会福祉法人ふたば福祉会利用者）